

生駒市規則第 2 2 号

生駒市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 1 9 年 9 月 2 8 日

生駒市長 山下 真

生駒市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規則の一部を改正する規則

生駒市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規則（昭和 5 9 年 4 月生駒市規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 第 1 項第 5 号中「4 現業及び」を削る。

附 則

この規則は、平成 1 9 年 1 0 月 1 日から施行する。